

## 景観法・景観条例等により、届出が不要となる行為

※主な項目のみを掲載しています。

【法】景観法【令】景観法施行令【条】県景観条例【規】県景観条例施行規則

### (1) 景観計画区域の全域

- 1 非常災害のため必要な応急措置として行う行為【法：16条7項2号】
- 2 法令等の処分による義務の履行行為【令：8条4号イ】
- 3 地下に設ける建築物及び工作物【令：8条1号】
- 4 土地の形状の変更のない鉱物、土石の採取【規：7条3項4号】
- 5 建築物に付属する物干場等の工作物で道路から見えないもの【令：8条4号ロ】
- 6 外部から見えない場所で行われる物件の堆積【規：7条3項8号】
- 7 仮設の工作物【令：8条2号】
- 8 90日以内に除却する建築物【規：7条3項5号】
- 9 90日以内の物件の堆積【規：7条3項9号】
- 10 床面積10㎡以内かつ高さ1.3m以内の建築物【規：7条3項1号】
- 11 高さ1.5m以内の工作物【規：7条3項3号】
- 12 建築物のある敷地内で屋外での土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で高さ1.5m以内のもの【令：8条4号ロ】
- 13 外観、色彩の変更のない建築物、工作物の改築（過去に届出をしたものに限る）【規：7条3項2号】
- 14 建築物、工作物の外観変更で、変更部分の面積の合計が400㎡かつ外観面積の2分の1以内のもの【規：7条3項7号】
- 15 農業、林業又は漁業を営むための行為で、次に該当しないもの【令：8条4号イ】
  - ・建築物の建築等
  - ・高さ1.5mを超える貯水槽、飼料貯蔵タンク等の工作物の建設等
  - ・幅2mを超える用排水施設、農道の設置
  - ・土地の開墾
  - ・水面の埋立て
- 16 林業を営むために行う土地の形質の変更【規：7条3項6号】
- 17 地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築、増築等【法：16条7項10号】
- 18 文化財保護法、県、市町村文化財保護条例による許可等を受けたもの【令：10条3項・規：7条2項6～8号】
- 19 屋外広告物条例に適合する広告物【令：10条4項】
- 20 自然公園特別地域の許可等を受けたもの【規：7条2項1～2号】
- 21 自然環境保全地域特別地区の許可を受けたもの【規：7条2項3号】
- 22 都市公園法の許可を受けたもの【規：7条2項4号】
- 23 風致地区内の許可を受けたもの【規：7条2項5号】

### (2) 熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域内におけるバッファゾーン※1

- 1 田辺市・新宮市・那智勝浦町歴史文化的景観保全条例において許可を要しない行為【規：7条3項12号】

### (3) 熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域内における、国道311号沿道※2

- 1 田辺市歴史文化的景観保全条例で許可を要しない建築物の用途（炭焼き小屋、伐採小屋、畜舎、納屋等）で高さ3m以内かつ延べ面積30㎡以内のもの【規：7条3項13号】
- 2 田辺市歴史文化的景観保全条例で許可を要しない工作物の用途（水車、発電用以外の風車等）で高さ3m以内のもの【規：7条3項13号】

※1) バッファゾーン・・・世界遺産の登録遺産の環境保護のため設定された緩衝地帯

※2) 国道311号沿道・・・国道311号の道路端（法面等は含まない）から、それぞれ200mの区域

和歌山の景観施策についてのお問い合わせは...



和歌山県 県土整備部 都市住宅局 都市政策課  
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地  
TEL:073-441-3228 FAX:073-441-3232  
E-mail: keikan@pref.wakayama.lg.jp